

2022 年 8 月 29 日

経済産業省 大臣官房  
ビジネス・人権政策調整室御中

一般社団法人全国銀行協会

「責任あるサプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン（案）」に関する  
意見について

今般、標記ガイドライン案（令和4年8月8日公表）に対する意見を別紙の  
とおりに取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

## 「責任あるサプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン(案)」に対する意見

	意見の対象	意見の内容	意見の理由
1	4.1.1 具体的なプロセス (p.13) (a) リスクが重大な事業領域の特定	<p>①国内固有の人権リスク(技能実習生等)に着目した事業リスクの特定方法について、追加的なガイダンスを示してほしい。</p> <p>②地域リスクについて、日本としてのガイダンスを示してほしい。</p>	<p>①国内固有の人権リスクの特定について、有効な指針が存在しないため。</p> <p>②企業が独自に特定の国・地域に対し、人権リスクが高いと特定・判断することは、現地感情や各国当局との関係性上、困難さを伴うことから、判断根拠とし得るガイダンスを日本政府として示してほしい。</p>
2	4.1.2 負の影響の特定・評価プロセスの留意点 (p.15) 上段の箱「例：現地住民との土地収用を伴う事業について融資を実施する場合には、 <u>現地住民との対話を含め</u> 、その事業が現地住民に与える可能性のある負の影響を特定・評価する。」	<p>下線部分について、以下のとおり文言を変更してほしい。</p> <p>変更文言案 「<u>現地住民との対話を含め</u>」を削除し、「<u>適切な環境・社会リスク評価の実施を含め</u>」に変更。</p>	<p>現地住民との対話を含めたリスク評価は、一義的には事業者が実施すべきことであり、金融機関が融資を行う際に求められる要件ではないため(IFC Performance Standard、エクエーター原則とも乖離し、実情にそぐわない)。外部の専門家を通じた、環境社会リスク評価の実施に基づく、負の影響の特定・評価を想定した表現に変更していただきたい。</p> <p>また、UNGP18の通り、負の影響の特定・評価は、潜在的に負の影響を受けるステークホルダーとの直接対話・実地調査だけでなく、代替策も示されているため。(項番4参照)</p>
3	4.1.2.2 脆弱な立場にあるステークホルダー (p.16) 例の2つ目 「先住民族の人権に負の影響を与え得る事業(例：先住民族の転住が必要な土地開発事業)に融資する場合には、 <u>融資予定先による負の影響の防止・軽減施策を確認するとともに、社内の専門部署が実地調査を行う。</u> 」	<p>下線部分について、以下のとおり文言を変更してほしい。</p> <p>変更文言案 「<u>融資予定先による負の影響の防止・軽減施策を確認するとともに、実地調査を行う</u>」 「<u>融資予定先による負の影響の防止・軽減施策を確認するとともに、実地調査を行う</u>」 「<u>通常よりも高いレベルの人権DDを実施する。</u>」</p>	<p>実地調査以外にも人権DDの手法は考えられることから、限定的な文言を緩和</p>

4	4.1.2.3 関連情報の収集 (p.16)「潜在的に負の影響を受けるステークホルダーと直接対話することに努めるべきである。」	「潜在的に負の影響を受けるステークホルダーとの直接対話」の推奨は、実効性を欠く可能性が高く、UNGPに基づき、「そのような協議が可能ではない状況において、企業は、市民社会組織の人々や人権活動家などを含む、信頼できる独立した専門家との協議など、適切な代替策を考えるべきである。」ことを追加してほしい。	「潜在的に負の影響を受けるステークホルダーとの直接対話」の推奨は、実効性を欠く可能性が高く、UNGPでも直接対話以外の手法を併せて記載しているため。(UNGP18 解説) <a href="https://www.unic.or.jp/texts_audiovisual/resolutions_reports/hr_council/ga_regular_session/3404/">https://www.unic.or.jp/texts_audiovisual/resolutions_reports/hr_council/ga_regular_session/3404/</a>
5	4.2.1.3 取引停止 (p.20)	責任ある対応に向けて、取引先との間でどのような契約を行うことが望ましいか、モデル条項や参考となる事例を示してほしい(取引停止の段階的な手順、予告期間等)。	責任ある対応の浸透には、日本企業におけるスタンダードな契約条項を示し、標準化していくことが望まれるため。 ※欧州委員会はモデル契約条項公表を予定。米国でも米国弁護士会(ABA)がモデル条項(MCC)があるが、詳細過ぎて使用しづらい。そのため、日本の実情に即した契約条項が示されることが望ましいため。
6	5.1 苦情処理メカニズム (p.27)	権利適合性(国際的に認められた人権の考え方と整合していることの確保)について、具体的な対応方法を示してほしい。	どのような対応を行えば権利適合性が確保されるのか、ガイダンスがないため。
7	Q&A 3、6について	二次サプライヤー以降も含めて、負の影響の防止・軽減に取り組むことは重要であるが、直接的な取引関係がない場合、直接的なアプローチは困難であることから、直接的な一次サプライヤー・取引先の取り組みを通じて、負の影響の防止・軽減を図る等、現実的なアプローチ方法も示してほしい。	直接的な契約関係がないサプライヤー・取引先に対し、実態把握や影響力行使は困難であることから、二次以降のサプライヤーについては、一次サプライヤーへの人権DD状況の確認や働きかけを通じて、アプローチするのが現実的なため。 参照:日弁連(2015)による「人権デュー・ディリジェンスのためのガイダンス(手引)」P60(3) サプライチェーン全体での実施の必要性